

# 経営サポート資金「新型コロナウイルス感染症対策資金」について

群馬県では、令和2年4月1日から、新型コロナウイルスにより影響を受けている中小企業者の皆様を資金面から支援するため、経営サポート資金の一部について **金利の引き下げ**、**保証料補助** を行う、新たな融資メニューを設定しましたので、ご活用ください。

## ■ 金利を引き下げます

経営サポート資金のうち

「新型コロナウイルス感染症対策資金Bタイプ」	1. 75% → 1. 1%
「新型コロナウイルス感染症対策資金Cタイプ」	1. 70% → 1. 1%
「新型コロナウイルス感染症対策資金Fタイプ」	1. 30% → 1. 1%

## ■ 保証料補助を実施します

信用保証料について、県が全額負担

## ■ 適用期間

令和2年4月1日から令和2年12月31日の間に融資実行したもの

## 新型コロナウイルス感染症対策資金

### Bタイプ（セーフティネット保証等関連要件）

- ①融資対象者（以下の要件をすべて満たす方）
  - ・旅館、ホテル、食堂、理容・美容業など、国が指定する業種に属している
  - ・新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、原則として、直近1か月間とその後2か月の売上高等が前年同期と比較して**5%以上減少**
  - ・中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づく市町村長の認定を受けている
- ②融資限度額：6,000万円（経営サポート資金Aタイプと、新型コロナウイルス感染症対策資金B、Cタイプを合算して1億2千万円まで）
- ③融資期間：運転資金 10年以内（うち据置期間1年以内）  
設備資金 10年以内（うち据置期間2年以内）
- ④融資利率：年**1.1%以内** ※別途**セーフティネット保証5号**が必要（全額保証料補助）

### Cタイプ（災害復旧関連要件）

- ①融資対象者（以下の要件をすべて満たす方）
  - ・新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、原則として、直近1か月間とその後2か月の売上高等が前年同期と比較して**20%以上減少**
  - ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づく市町村長の認定を受けている
- ②融資限度額：5,000万円（うち運転資金3,000万円）（経営サポート資金Aタイプと、新型コロナウイルス感染症対策資金B、Cタイプを合算して1億2千万円まで）
- ③融資期間：運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）  
設備資金 10年以内（うち据置期間2年以内）
- ④融資利率：年**1.1%以内** ※別途**セーフティネット保証4号**が必要（全額保証料補助）

### Fタイプ（危機関連保証要件）

- ①融資対象者（以下の要件をすべて満たす方）
  - ・新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、原則として、直近1か月間とその後2か月の売上高等が前年同期と比較して**15%以上減少**
  - ・中小企業信用保険法第2条第6項に基づく市町村長の認定を受けている
- ②融資限度額：3,000万円（経営サポート資金、新型コロナウイルス感染症対策資金の他の要件とは別枠）
- ③融資期間：運転資金 10年以内（うち据置期間1年以内）
- ④融資利率：年**1.1%以内** ※別途**危機関連保証**が必要（全額保証料補助）